

延滞金

税金を納期限後に納めるときは、納期限の翌日から納付の日までの期間に応じて延滞金がかかります（100円未満の端数又は全額が1,000円未満であるときは、その延滞金を切り捨てます。）。

期 間	納期限の翌日から 1か月を経過する日まで	納期限の翌日から1か月を経過した日か ら納税の日まで
～平成11年 12月31日	年7.3%	年14.6%
平成12年 1月1日～ 平成25年 12月31日	〔※1〕日本銀行が定める商業手形の基準割引率（公定歩合）に年4%を加算した割合と「年7.3%」のいずれか低い割合	
平成26年 1月1日～ 令和2年 12月31日	〔※2〕特例基準割合+1%と「年7.3%」のいずれか低い割合	〔※2〕特例基準割合+7.3%と「年14.6%」のいずれか低い割合
令和3年 1月1日～	〔※3〕延滞金特例基準割合+1%と「年7.3%」のいずれか低い割合 (参考) 令和5年：年2.4%	〔※3〕延滞金特例基準割合+7.3%と「年14.6%」のいずれか低い割合 (参考) 令和5年：年8.7%

※1 「日本銀行が定める商業手形の基準割引率（公定歩合）」については各年ごとに異なりますので、県税事務所へお問い合わせください。

※2 「特例基準割合」とは、銀行の貸出約定平均金利（新規・短期）から算出される割合として財務大臣が告示する割合に年1%を加算した割合です。

※3 「延滞金特例基準割合」とは、銀行の貸出約定平均金利（新規・短期）から算出される割合として財務大臣が告示する割合に年1%を加算した割合です（令和5年中は、年1.4%）。

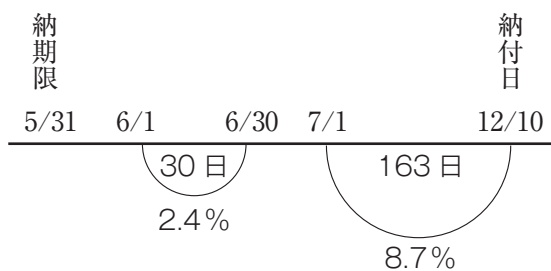
●延滞金の計算

5月31日納期限の自動車税（種別割）39,500円をその年の12月10日に納めた場合

$$39,000 \text{円} \times \frac{2.4}{100} \times \frac{30}{365} = 76 \text{円} \text{ (1円未満切捨て)}$$

$$39,000 \text{円} \times \frac{8.7}{100} \times \frac{163}{365} = 1,515 \text{円} \text{ (1円未満切捨て)}$$

合 計 1,500円 (百円未満切捨て)



加算金

県民税利子割・県民税配当割・県民税株式等譲渡所得割・法人事業税・県たばこ税・ゴルフ場利用税・自動車税（環境性能割）・軽油引取税・核燃料等取扱税について、税を免れるために二重帳簿を作ったり、事実より少なく申告したり、又は申告しなかったときは、次の加算金がかかる場合があります。

区分	内容	金額
過少申告加算金	期限内に申告した場合で、その申告額が実際より少額なため、後日増額の申告をした場合や増額更正を受けた場合	増差税額×10%
	上記のうち、増差税額が期限内に申告した税額又は50万円のいずれか多い金額を超える場合	増差税額×10%+超えた金額の5%
不申告加算金	期限内に申告しなかった場合	
	納める税額のうち50万円以下の部分	納める税額×15% (さらに10%を加算する場合があります)
	納める税額のうち50万円超300万円以下の部分	納める税額×20% (さらに10%を加算する場合があります)
	納める税額のうち300万円を超える部分	納める税額×30% ^(※) (さらに10%を加算する場合があります)
	ただし、県の調査による更生・決定があることを予知しないで期限後に申告した場合	納める税額×5%
重加算金	故意に税を免れようとした場合	
	期限内に申告している場合	増差税額×35% (さらに10%を加算する場合があります)
	期限後に申告した場合又は申告しなかった場合	納める税額×40% (さらに10%を加算する場合があります)

※ 令和5年度税制改正により、令和6年1月1日以降に申告書の提出期限が到来する地方税について適用されます。

還付加算金

納め過ぎとなった税金を還付又は他の未納に係る徴収金に充当する際、還付又は充当する額に還付加算金を加算します（100円未満の端数又は全額が1,000円未満であるときは、その還付加算金を切り捨てます。）。

還付加算金は、その起算日から還付の支払決定日又は充当日（充当日前に充当適状日がある場合は、その充当適状日）までの期間に年7.3%と^(※) 還付加算金特例基準割合のいずれか低い割合により計算されます。

※ 「還付加算金特例基準割合」とは、銀行の貸出約定平均金利（新規・短期）から算出される割合として財務大臣が告示する割合に年0.5%を加算した割合です（令和5年中は、年0.9%）。